

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	主違反の条項	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	丸徳運輸株式会社(法人番号3460101001708) 代表者木下克則	北海道帯広市東1条南6丁目9	本社営業所	北海道帯広市東1条南6丁目9-1	R5.5.9	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項		令和5年4月19日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	0	0
2	有限会社ナカサカ力運輸(法人番号8430002060495) 代表者渋谷卓司	北海道苫小牧市柳町1丁目1番25号	本社営業所	北海道苫小牧市柳町1丁目1番25号	R5.5.22	輸送施設の使用停止(223日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第11条、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第18条第3項、道路運送法第95条		令和4年7月20日及び令和4年7月28日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。14件の違反が認められた。(1)運賃及び料金、運送約款等の揭示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)日常点検の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(5)自動車検査証の備付け義務違反(安全規則第3条の2)、(6)12月点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(7)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第3項)、(8)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(9)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者の選任(解任)届出義務違反(安全規則第19条)、(14)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	23	23

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所所在地	事業所所在地	処分年月日	処分内容	主違反の条項	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
3	有限会社エキスパート(法人番号3462502000965) 代表者小島友也	北海道野付郡別海町西春別24番地の2	本社営業所	北海道野付郡別海町西春別24番地の2	R5.5.22	輸送施設の使用停止(180日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第60条第1項、道路運送法第95条	令和4年11月15日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(3)12月点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の4)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	18	18	
4	協和トラック株式会社(法人番号6460001000352) 代表者安藤純博	北海道釧路市星ヶ浦南2-5-11	本社営業所	北海道釧路市星ヶ浦南2-5-11	R5.5.22	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第18条第1項	令和5年2月9日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)運行管理規程の制定義務違反(安全規則第21条第1項、第2項)、(8)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	6	6	

